

# (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え又は保管を含まない) の変更 (廃止) 届について

京都府循環型社会推進課

## 1 変更 (廃止) 届について【(産廃) 法第14条の2第3項 (特管) 法第14条の5第3項】

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可を取得した者にあつては、次に掲げる事項に変更又は廃止があつた場合は、10日(登記事項証明書の添付が必要な場合は30日)以内に変更(廃止)届を許可【注釈1】を受けている各窓口【注釈2】へ提出する必要があります。

なお、新たに扱う産業廃棄物の種類を増やす場合や積替え又は保管を行う場合【注釈3】は、変更届ではなく、変更許可申請を行う必要があります。

ア 【法人】 名称の変更 【個人】 氏名の変更	イ 【法人】 代表者の変更 ※ 役員等の追加や削減がない場合、変更届は不要ですが、書換えを希望する場合は提出ください。
ウ 【法人】 本店所在地の変更 【個人】 自らの住所の変更	エ 【法人・個人】 京都市の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む)の許可の有無の変更
オ 【法人】 役員、株主(100分の5以上)、政令で定める使用人の変更 【個人】 政令で定める使用人、法定代理人の変更	カ 【法人・個人】 運搬車両の変更
キ 【法人・個人】 事務所、事業場、駐車場の変更	ク 【法人・個人】 事業の全部又は一部の廃止 ※ 新たに扱う(特別管理)産業廃棄物の種類を増やす場合は、変更許可申請が必要です。

## 2 必要書類について【(産廃) 省令第10条の10第2項、第3項 (特管) 省令第10条の23第2項、第3項】

(特別管理) 産業廃棄物処理業変更(廃止)届には、届出書と共に、変更(廃止)事項に応じた添付書類が必要となります。必要な添付書類については、1に掲げる変更事項ごとに裏面に掲載していますので、確認してください。

【注釈1】 産業廃棄物収集運搬業許可と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可をそれぞれ受けており、変更(廃止)事項が双方の許可に関わるものである場合は、それぞれに変更(廃止)届の提出が必要です。

【注釈2】 京都府内で市町村を越えた住所変更を行った場合、窓口が変わることがあります(宇治市から京都市に住所変更した場合等)。窓口が変更となる場合、変更後の行政庁に提出してください(担当窓口についてはP12を確認ください)。

【注釈3】 産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設を新たに設置や変更する場合、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例(平成26年京都府条例第15号)に基づく手続が必要となりますので、十分な期間の余裕を持って保健所に相談ください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業変更(廃止)届の添付書類

必要書類		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
		氏名 又は 名称	法人の 代表者	住所	京都市 の積保	役員等 又は 株主	運搬 車両	事務所 事業場 駐車場	事業の (一部) 廃止
①	(産廃)様式第11号 (特管)様式第17号	変更届出書	○	○	○	○	○	○	○
②	変更概要書	○	○	○		○	○	○	
③	様式第1号	「役員等名簿」		○		○ 役員等の場合			
④	様式第2号	「株主名簿」				○ 株主の場合			
⑤	第6号の2(第2面)	「運搬施設の概要」					○	○	
⑥	第6号の2(第6面)	「運搬車両の写真」					○ ※1		
⑦	(車両)自動車検査証(写) (船舶)船舶国籍証書及び船舶検査証書						○ ※1		
⑧	様式第17号	「貸借に係る誓約書」					○ ※2		
⑨	定款又は寄附行為	○ 法人の場合							
⑩	履歴事項全部証明書(申請者分)	○ 法人の場合	○ 法人の場合	○ 法人の場合		○ ※3			
⑪	履歴事項全部証明書(株主、法定代理人分)					○ ※4			
⑫	住民票の写し	○ 個人の場合	○ ※4	○ ※4		○ ※4			
⑬	登記事項証明書又は医師の診断書※5	○ 個人の場合	○ ※4			○ ※4			
⑭	現在、受けている京都府の許可証(原本)	○	○	○	○				○
⑮	京都市の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し				○				
⑯	返送用封筒(切手も必要)	○ ※6	○ ※6	○ ※6	○ ※6				○ ※6

※1 新たに追加した運搬車両についてのみ、添付が必要です。(電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」)

※2 自動車検査証等で運搬車両の使用権があることが確認できない場合のみ、添付が必要です。


※3 法人の場合であって、法人の登記事項証明書に変更がある場合のみ、添付が必要です。

※4 法人の場合、新たに追加した者についてのみ添付が必要です(役職に関わらず、従前から就任している者は不要)。

※5 後見開始又は保佐開始の審判を受けた者についてのみ、医師の診断書の添付が必要です。

※6 書換えが済んだ許可証の郵送による返送を希望する場合は、添付が必要です。

届出書及び添付書類(様式が規定されているもの)については、本府ホームページのほか、申請窓口、郵送(返信用封筒の送付)で入手することができます。

京都府 産業廃棄物処理業 申請等様式    
( <http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/shosiki17.html> )

次ページ以降の様式等の説明をご確認ください。

## 変更（廃止）届出書及び変更概要書の説明

### ○様式第 11 号又は様式第 17 号

#### (1) 様式の名称

許可を受けている内容（住所氏名、役員、運搬車両等）に一部変更が生じた場合、変更届の提出が必要ですので、「廃止」を二重線で消してください。

なお、許可を受けている事業の範囲の変更（産業廃棄物処理業の廃業、産業廃棄物の種類の減少）を行った場合は廃止届の提出が必要ですので、「変更」を二重線で消してください。

#### (2) 提出する窓口（行政庁）の長

許可を受けている窓口（行政庁）の長（保健所で許可を受けている場合、京都府〇〇保健所長と記載）に変更してください。

なお、京都府内で市町村を越えた住所変更を行った場合、管轄の窓口が変わることがあります（宇治市から京都市に住所変更した場合等）。窓口が変更となる場合、変更後の窓口（行政庁）の長を記入してください。

#### (3) 申請者の氏名等

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所については、住民票（法人にあっては法人の登記事項証明書）どおりに記載し、丁目・番・号・方書等は省略しないでください。

#### (4) 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。）

本欄は、変更事項が P1 に掲げた㉞～㉟又は㊸～㊺の場合に使用します。変更事項が、㉠「京都市の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）の許可の有無の変更」以外の場合にあっては、本欄に「変更概要書のとおり」と記入し、変更概要書で詳細を記入してください。

変更事項(P1 参照)	本欄への記載内容
㉞、㉟、㊸、 ㊹、㊺、㊻	「変更概要書のとおり」
㉠	「京都市の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）の許可の取得（廃止）」
㉡	- 本欄を使用しない - ※(5)を参照

#### (5) 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

本欄は、変更事項が P1 に掲げた㉡「申請者の役員、株主(100 分の 5 以上)、政令で定める使用人、法定代理人の変更」の場合にのみ使用し、「変更概要書及び様式第 1 号(第 2 号)のとおり」と記入し、変更概要書及び様式第 1 号又は様式第 2 号で詳細を記入してください。

変更事項(P1 参照)	本欄への記載内容
㉡	「変更概要書及び様式第 1 号(第 2 号)のとおり」

#### (6) 廃止又は変更の理由

変更又は廃止事項に応じた理由をそれぞれ記入してください。なお、運搬車両を増加した際等において、単に「運搬車両増加のため」と記載するのではなく、「事業拡大のため」といった変更の起因となる理由を記入してください。

### ○変更概要書

#### (1) 役員、株主、政令で定める使用人、法定代理人の変更

変更概要書には、「新」の欄に新たに追加した者の氏名を、「旧」の欄に当該地位を辞めた者の氏名を記入してください。

なお、追加した者の生年月日、住所等については同時提出する名簿（様式第 1 号又は第 2 号）において、従前から就任している者と併せて記入してください（詳しくは、次ページを参照）。

#### (2) 住所又は事務所、事業場若しくは駐車場の変更

変更概要書には、「新」の欄に変更後の住所（新しく追加した事務所等の住所）を、「旧」の欄に変更前の住所（廃止した事務所等の住所）を記入してください。付近見取り図の添付は不要です。

#### (3) 運搬車両の変更

変更概要書には、「新」の欄に新たに追加した運搬車両の車両番号を、「旧」の欄に廃止した運搬車両の車両番号を記入してください。

## 添付書類の説明

### ③④ 様式第1号、様式第2号

氏名(名称)、生年月日、本籍地(国籍)及び住所については、住民票及び登記事項証明書どおりに記載し、丁目・番・号・方書等は省略しないでください。外国籍の場合は、通称名も併せて記入してください。

変更事項だけでなく、変更のない事項についても省略せず記載し、最新の状態のもの(従前から就任している者も含む)を作成してください。

### ⑤ 「運搬施設の概要」

変更事項だけでなく、変更のない事項についても省略せず記載し、最新の状態のもの(従前から就任している者も含む)を作成してください。

### ⑥ 「運搬車両の写真」

真正面及び真横の全景写真であり、登録番号や車両表示等が鮮明であるものに限ります。

「産業廃棄物収集運搬車」の表示、申請者名、統一許可番号(許可番号の下6桁)が規定の大きさで表示されていることが確認できる写真でなければいけません。

※ 不鮮明な写真であって、登録番号や車両表示等が確認できない場合には、該当部分の拡大写真を添付してください。

### ⑦⑧ 運搬車両の使用権を証する書類の写し

#### <車両の場合>

下記条件のいずれかを満たす場合、使用権があるものと解します。

(1) 自動車検査証の使用者(所有者欄のみに記載があるときは所有者)と申請者が同じであること。

(2) (1)以外の場合、運搬車両の貸借に係る誓約書等の使用権を有することがわかる書類が添付されていること。

※ 電子車検証の場合は車検証閲覧アプリから「自動車検査証記録事項」を取得、印刷の上添付してください。

#### <船舶の場合>

下記条件のいずれかを満たす場合、使用権があるものと解します。

(1) 船舶国籍証及び船舶検査証書の所有者と申請者が同じであること。

(2) 自己所有の船舶でない場合、裸備船契約書等の使用権を有することがわかる書類が添付されていること。

### ⑩⑪ 法人の登記事項証明書

3箇月以内に発行された「履歴事項全部証明書」を提出してください。

### ⑫ 住民票の写し

様式第1号及び第2号に記載された者のうち、新しく追加された者について、本籍(外国人にあっては国籍・地域)が記載された住民票の写しを提出してください。ただし、3箇月以内に発行されたものであり、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものに限りません。

### ⑬ 後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書又は医師の診断書

法務局が交付する「成年被後见人、被保佐人とする記録がない」ことを証明する「登記されていないことの証明書」を様式第1号及び第2号に記載された者のうち、新しく追加された者について、提出してください。ただし、3箇月以内に発行されたものに限りません。

※ 証明を受ける者の氏名及び住所については省略せず、正確に記入されたものである必要があります。

※ 後見開始又は保佐開始の審判を受けた者は、「登記されていないことの証明書」の代わりに医師の診断書(精神機能の障害により、法令にのっとり行政庁への提出書類の作成及び提出、各種帳簿等の管理等を行うのに必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有するか否かについて診断を受けたもの)を提出してください。ただし、3箇月以内に発行されたものに限りません。

### ○ その他

#### ・ 原本照合による原本の還付について

住民票の写し、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書、医師の診断書及び法人の登記事項証明書については、原本(発行日から3箇月以内)と照合できる場合のみ、複写を提出することができます(原本は必ずご持参ください)。

「廃止」を消してください。

# 産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 変更 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京 都 府 知 事 様  
京 都 府 保 健 所 長

申請者  
住 所 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地1

氏 名 上京産業株式会社  
代表取締役 高橋 太郎

許可証に記載されている許可の年月日と  
許可番号を記入してください。

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-000-XXXX

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇26\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の  
事項について ~~廃止~~ 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用  
する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容(規則第10条の10 第1項第2号に掲 げる事項を除く。)	変更概要書のとおり	

「変更概要書のとおり」とだけ  
記入してください。  
※ 京都市の積替保管の有無は、  
この欄に記入してください。

## 変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	
(ふりがな) 名 称	住 所
変更概要書及び様式第1号(第2号)のとおり	
(変更内容が個人に係るものである場合)	
法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更	
本 籍	住 所
変更概要書及び様式第1号(第2号)のとおり	
変更事項毎に変更理由を 記入してください。	

役員等(株主)の変更がある場合は、変更内容に応じて、  
法人又は個人の欄に「変更概要書及び様式第1号(第2号)  
のとおり」とだけ記入してください。

廃止又は変更の理由	住 所: 本社事務所移転のため	名 称: 社名変更のため	代表者: 代表者交代のため
	役員等: 役員の変更のため	車 両: 事業拡大のため	

備考

1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日)以内に提出すること。

2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し

(注意)  
特別管理産業廃棄物処理業の変更届については、様式第17号を使用してください。





申請者	ふりがな 氏名(名称) かみぎょう さんぎょう 上京産業株式会社	住所	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地1	別添
-----	---	----	---------------------------	----

様式第2号

100分の5以上の株式を有する株主等の氏名、名称、住所及び株式の数等を記載した書類			
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍 (外国籍の場合は国籍)
		割 合	住所
たかはし たろう 高橋 太郎	昭和XX年X月X日	100 株	京都府〇〇市◇◇町**番地*
		50 %	△△県〇〇市◇◇町*丁目*番*号
かみぎょうさんぎょう 上京産業株式会社 (代表取締役 高橋 太郎)		100 株	
		50 %	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地1
<b>法人の場合は、代表者の役職及び氏名を記入してください。</b>			
<b>(記載上の注意)</b> <b>5%以上の株式を有する株主等の氏名(法人にあっては名称)及び住所等は、住民票の写し(法人にあっては登記事項証明書)のとおり記入してください。</b>			
発行済株式 総 数	200	株	出資の額 50,000,000 円
備考 1 本表は、申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する額を出資している者について記載すること。			
2 本表に記載した株主又は出資者が、個人の場合は住民票の写し及び後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書等、法人の場合は法人の登記事項証明書を添付すること。			
ただし、様式第1号に記載された役員、政令で定める使用人と重複する場合は、添付を省略できるものとする。			

(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

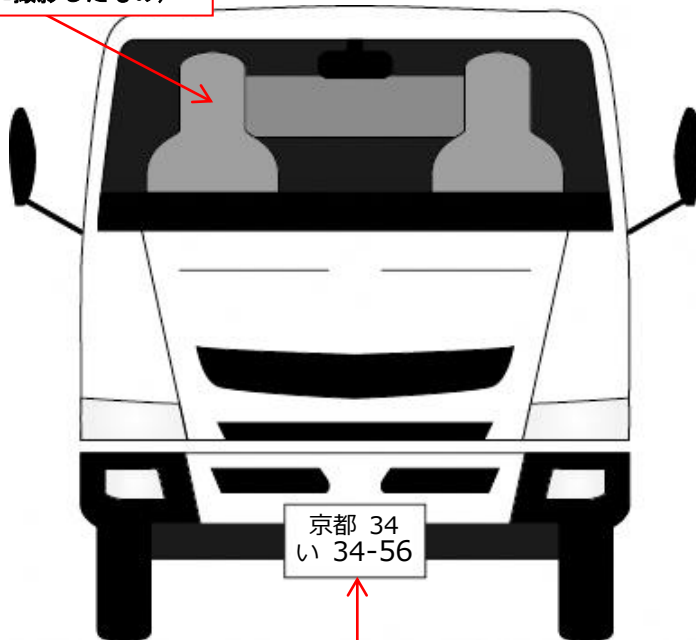
3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ (4tダンプ)	京都 12 あ 1234	3,500	上京産業株	
2	キャブオーバ (2tトラック)	京都 34 い 3456	2,000	上京リース株	新規
3	ダンプ (3tアームロール)	京都 78 え 9012	3,000	上京産業株	
4	車検証に記載されているとおり、転記してください。				
5	追加した車両に「新規」と記載してください。				
(作成時の注意) ・現在、有している全ての車両について記入してください(廃止した車両の記載は不要です)。					
7					
8					
9					
10					変更がない事項についても省略せずに記入してください。
事務所の所在地	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地1				
駐車場の所在地	京都府〇〇市◇◇町××番地				
(2) その他の運搬施設の概要					
現在、使用している運搬容器を全て記入してください。 ※ 運搬容器だけの変更にあつては、変更届の提出は不要です。					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
鉄製コンテナ	建設系混合産業廃棄物 石綿含有産業廃棄物	2 m <sup>3</sup>			
蛍光灯収納容器	水銀使用製品産業廃棄物	20 本			
オープンドラム	燃え殻、汚泥、ばいじん 水銀含有ばいじん等	200L	廃止		
<p>前回申請(届出)時から変更(運搬容器等の追加、廃止)があった事項は、備考欄に「追加」又は「廃止」を記入してください。 ※ 変更がある場合は、運搬容器等の写真(第7面)を添付してください。</p>					

(日本産業規格 A列4番)

自動車登録番号又は  
車両番号 京都 34 い 3456

前  
面  
写  
真

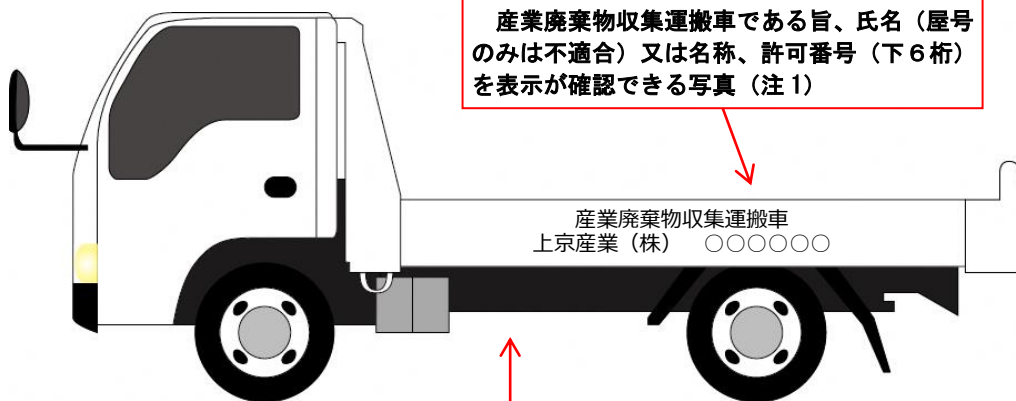
真正面全景で鮮明なカラー写真  
(3ヶ月以内に撮影したもの)



自動車登録番号が確認できる写真(注1)

側  
面  
写  
真

産業廃棄物収集運搬車である旨、氏名(屋号のみは不適合)又は名称、許可番号(下6桁)を表示が確認できる写真(注1)



車両の端が切れている写真は不可(注2)

(注1) 自動車登録番号、表示内容が確認できない場合は、当該部分の拡大写真を提出(裏面に貼る等)してください。

(注2) 荷台に側板等を設置し、過積載となる恐れのある運搬車両については、不可とします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(日本産業規格 A列4番)

運搬車両の貸借に係る誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京 都 府 知 事 様  
京都府 保健所長

(申請者)

住所 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 1 番地 1  
氏名 上京産業株式会社  
代表取締役 高橋 太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記のとおり貸主と借主は運搬車両の貸借契約を締結していることを誓約します。

記

貸主	住所 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地2 氏名 上京リース株式会社 代表取締役 上京 花子 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
借主	申請者と同じ

- 貸借目的 借主が（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行うため、4に掲げる期間継続して使用すること。
- 貸借条件
  - 借主又は借主の従業員が当該車両を運搬するものであり、貸主又は貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行わないこと。
  - 貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を（特別管理）産業廃棄物収集運搬業に使用しないこと。
  - 貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させないこと。
- 自動車登録番号 京都34い3456
- 使用期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 使用条件 なし
- 保管場所の所在地 京都府〇〇市◇◇町××番地

(日本産業規格 A列4番)

変更届（廃止）届の提出窓口

住所（個人）、本店所在地（法人） 積替え又は保管のない収集運搬のみを行う場合	窓口
京都市、京都府外	<b>総合政策環境部 循環型社会推進課</b> （産廃収運業許可相談コール） 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 [TEL 075-414-5138 FAX 075-414-4710]
向日市、長岡京市、大山崎町	<b>乙訓保健所 環境衛生課</b> （環境係） 〒617-0006 向日市上植野町馬立8番地 [TEL 075-933-1341 FAX 075-932-6910]
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	<b>山城北保健所 環境課</b> （廃棄物対策係） 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 [TEL 0774-21-2913 FAX 0774-21-2163]
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	<b>山城南保健所 環境衛生課</b> （環境係） 〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 [TEL 0774-72-4303 FAX 0774-72-8412]
亀岡市、南丹市、京丹波町	<b>南丹保健所 環境衛生課</b> （環境係） 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 [TEL 0771-62-4755 FAX 0771-62-0451]
福知山市	<b>中丹西保健所 環境衛生課</b> （環境係） 〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 [TEL 0773-22-6383 FAX 0773-22-0429]
舞鶴市、綾部市	<b>中丹東保健所 環境衛生課</b> （環境係） 〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 [TEL 0773-75-1156 FAX 0773-76-7897]
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	<b>丹後保健所 環境衛生課</b> （環境係） 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地 [TEL 0772-62-1361 FAX 0772-62-4342]